

議案第 4 3 号

江別市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

江別市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

江別市立病院使用料及び手数料条例（昭和 2 6 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表初診時選定療養費の項中「算定方法による診療情報提供料の額の最高額に相当する額」を「保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 3 2 年厚生省令第 1 5 号）により保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として選定療養に関し厚生労働大臣が定める金額の最低額」に改め、同項の次に次のように加える。

再診時選定療養費	保険医療機関及び保険医療養担当規則により保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として選定療養に関し厚生労働大臣が定める金額の最低額の範囲内で管理者が定める額	
----------	---	--

別表助産料の項中「1 8 0 , 0 0 0 円」を「算定方法による帝王切開術の額（時間外、休日又は深夜における分娩にあつては、算定方法による時間外加算、休日加算又は深夜加算の加算額をそれぞれ加算した額）に相当する額」に改め、同表人工流産の項中「1 5 0 , 0 0 0 円」を「出産育児一時金の額」に改め、同表文書料の項中「5 , 0 0 0 円」を「1 0 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の江別市立病院使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の診療等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。